○提案書評価基準における企業としての取組について

※下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です。

提案書評価基準における企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組)に関して、下記の項目に該当がある場合は、提案内容の点数に加点できることになっています。(ただし、配点は提案内容を含む全評価項目の合計の5%以内)

該当がある場合は、下記表のとおり、資料をご提出ください。

		•	
1	次世代育成支援対策推進法に基づく一	労働局の受付印のある	
	般事業主行動計画の策定をし、労働局	「一般事業主行動計画」の写し	
	に届け出ている(従業員 101 人未満の		
	場合のみ加算)		
2	女性の職業生活における活躍の推進に	労働局の受付印のある	
	関する法律に基づく一般事業主行動計	「一般事業主行動計画」の写し	
	画の策定をし、労働局に届け出ている		
	(従業員 301 人未満の場合のみ加算)		
3	次世代育成支援対策推進法による認定	「基準適合一般事業主認定通知書」の写し、	
	の取得をしている(くるみんマーク、	又は「基準適合認定一般事業主認定通知	
	プラチナくるみんマーク)	書」の写し	
4	女性の職業生活における活躍の推進に	「認定通知書」の写し	
	関する法律に基づく認定(えるぼし)		
	の取得をしている		2 部
(5)	よこはまグッドバランス賞の認定を取	「認定通知書」の写し、又は	
	得している	「認定証」の写し	
6	青少年の雇用の促進等に関する法律に	「認定通知書」の写し	
	基づくユースエール認定の取得をして		
	いる		
7	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率	最新年度の障害者雇用状況報告書 (「事業主	
	2.3%を達成している(従業員 43.5 人	控」)の写し	
	以上)、又は、障害者を1人以上雇用し		
	ている (従業員 43.5 人未満) *		
8	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大	健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得し	
	規模法人・中小規模法人)の取得、又	ている場合は「認定証の写し」、横浜健康経	
	は、横浜健康経営認証のクラス AAA 若	営認証を受けている場合は「認証通知書」	
	しくはクラス AA の認証	の写し	
_			

①及び②に該当がある場合は、ご提出いただく提案書類の中で、提案書提出日時点での従業員を 記載し、申告してください。

⑦において、障害者1人以上を雇用している(従業員43.5人未満)に該当する場合は、別途、提出書類に関するご相談をお願いします。